

徳島県インフルエンサー招聘事業 仕様書

1 業務名

徳島県インフルエンサー招聘事業

2 目的

首都圏から徳島県への誘客を促進するためには、本県の認知度向上を図ることが喫緊の課題となっている。

本事業では、インフルエンサーによる情報発信により、本県の認知度向上を図り、それにより本県への観光誘客につなげることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託上限額

金10,000,000円（税込）

5 業務委託内容

本業務については、下記の手法を用いて実施する。

（1）インフルエンサーの招聘

ア インフルエンサーの選定、監督等

（ア）国内旅行を検討する旅行者に影響力のあるインフルエンサーを6組以上起用し、うち1名は動画クリエイターを入れること。

（イ）インフルエンサーの選定、調整、招聘、滞在支援、活動支援、発信状況についての管理監督を行うこと。

イ 招聘インフルエンサーの詳細

（ア）プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性（性別、世代別など）など、本県の認知度向上に資するインフルエンサーを提案すること。

（イ）国内旅行者層向けに首都圏で話題のインフルエンサーを招聘すること。また、幅広いターゲットにリーチできる多様な人選とすること。

（ウ）契約予定期間内での招聘が可能である確認が取れたインフルエンサーを提案すること。契約後に提案していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。

（エ）招聘するインフルエンサー及び組数については、委託者と協議の上、決定すること。

ウ 留意事項

（ア）招聘にかかる旅費、滞在経費等の一切の経費を負担すること。

（イ）招聘に際して関係機関等から請求書が発行された場合、受託者対応とすること。

(2) インフルエンサーによる情報発信

ア 情報発信回数等

(ア) 被招聘者のSNS等を通じて、トレンドを踏まえた様々な媒体（動画やライブ配信）等を活用した情報発信を6回以上行うこと。

(イ) 発信回数、時期、配信期間等については、委託者と協議の上、決定すること。

イ 訴求コンテンツ

(ア) 本県ならではの自然・食・文化などの観光コンテンツを中心に発信すること。

(イ) 本県の認知度向上に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

(ウ) 具体的な内容については委託者と協議の上、決定すること。

ウ 成果物の提供

業務履行過程でインフルエンサーの制作した成果物は、本県が実施するプロモーションやセールス活動等は無償で利用できるものとし、使用用途に合うデータ形式を提供すること。

(3) 事業の成果把握

ア KPI の設定

発信回数、PV数、再生回数、リーチ数等の成果指標(KPI)を設定すること。

イ 実施業務の分析及び提言

実施した業務について、下記項目を参考した分析結果を報告し、翌年度以降に本県が行うべきプロモーションへの提言を行うこと。

(ア) インプレッション数、リーチ数、クリック数、シェア、コメント数等

(イ) ユーザー属性(年齢、性別)

(ウ) 本県認知後のユーザー行動履歴(可能な範囲)または類似データ

ウ 進捗報告

業務についての進捗報告は随時行うこと。報告内容について、委託者が不足と判断した場合には、修正を指示することがある。

(4) その他

予算の範囲内で、当事業を通じた本県への誘客に効果的な情報発信の企画があれば併せて提案すること。

6 成果報告

事業終了後、令和8年3月31日までに、以下の成果品を提出すること。

(1) 提出内容

ア 業務完了報告書 1部

イ 実施内容報告書(A4カラー印刷) 1部

ウ 業務で制作した動画、画像データの電子データ 1式

エ 業務内容に係る結果及び分析報告の電子データ 1式

(2) 提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光誘客課 誘客担当

電話 088-621-2340

E-mail kankouyuukyaku@pref.tokushima.lg.jp

7 その他

事業の実施に当たっては、委託者と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案内容からの修正もあり得る。

また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、委託者は業務実施中に随時報告を求めることができることとする。